

議案第 63 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設
（ビレッジ安曇野・プラザ安曇野 1 階東・2 階・わさび田広場）

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科南穂高 6780 番地
一般社団法人 豊科開発公社
代表理事 大久保 誠

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 64 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科安曇野の里自然活用村施設
（あづみ野ガラス工房・あづみ野第 2 ガラス工房）

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科南穂高 6780 番地
一般社団法人 豊科開発公社
代表理事 大久保 誠

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘

議案第 65 号

公の施設の指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項及び安曇野市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成 17 年安曇野市条例第 20 号）第 6 条の規定により、下記のとおり指定管理者を指定したいので、議会の議決を求める。

記

1 施設の名称

安曇野市豊科農産物加工交流センター

2 指定管理者の住所及び名称

安曇野市豊科 4690 番地 2

安曇野市豊科農産物加工交流センター管理運営委員会

会長 小穴 仁美

3 指定の期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年（2025 年）3 月 31 日まで

令和元年 11 月 26 日 提出

安曇野市長 宮澤 宗弘